令和４年度　事 業 計 画

（令和４年４月１日より令和５年３月 31 日まで）

公益財団法人　性の健康医学財団

昨年 10 月 22 日、財団は創立百周年を迎えた。今年度の事業もこれまで積み重ねてきた実績をもとに、より公益性を発揮した事業に取り組んで行く。

今年度は、従来から実施してきた性感染症予防等に関する相談、医師、医療関係者、養護教諭等を対象とした講座、さらには中高校生を対象とした性感染症予防啓発の発展充実に努めることはもとより、さまざまな調査研究事業の実施や機関誌『性の健康』を通して、普及啓発活動を積極的かつ効率的に展開して行く。

具体的な令和４年度事業については、下記に掲げることとする。

（事業内容）

1　普及啓発事業

⑴）性の健康週間事業

期間　　令和４年１１月２５日～１２月１日

事業　　性の健康に関する普及啓発

性の健康に関する事業実施

⑵）性感染症セミナー・講習会事業

1）「中高校生を対象とした性感染症予防講座」の開催

中高校生を主たる対象として全国各地の学校に出向き、性感染症に対する正しい知識および罹患の危険性についての講座を開催する。

開催：随時

2）「臨床現場の医師のための性感染症最新講座」（第１４回）の開催

「医療従事者と養護教諭のための性の健康基礎講座」（第１６回）の開催

臨床現場の医師、保健師、助産師、看護師、医療スタッフ、養護教諭等性の健康に関する業務に従事する者を対象として性感染症の検査・診断・治療と予防、その他、性の健康に係る最新の知見などを提供する専門的な講習会を開催する。

開催：令和５年春実施予定

3）全国保健師等性感染症予防対策研修会

保健師は地域における健康保持増進を目的とし、その中で性感染症防止対策は地域住民の基本的な健康問題の一つである。保健師は、最新の知識の提供を行い、また研修会の開催など行う役割も担っている。そこで保健所保健師を対象とした研修会を実施し性感染症の症状や治療・予防に関する最新知識を附与することとする。

4）性の健康カウンセラー養成事業

性の健康を損なう諸問題の多くは、国民の性に対する認識不足がある。広く国民の性の健康の向上を目指した支援体制を構築していくため、助産師や看護師等医療従事者を対象として一定の教育を行うこととする。

⑶ 機関誌等発行事業

機関誌「性の健康」の発刊（年４回）

性感染症予防をはじめ性の健康増進に資する普及啓発の促進のため、医療従事者のみならず広範な読者層を対象に発刊する。

⑷ その他の普及啓発事業

1）啓発普及のための書籍の作製・配布

保健師、養護教諭など性教育にかかわる者向けの書籍等を計画する。

2）STD 情報提供事業

財団ホームページにおいて性の健康に関する情報の提供を行う。

3）コンドーム普及活動

日本コンドーム工業会等と連携を保ちながら普及啓発活動を行う。

4）メディア等に対する協力

性感染症の予防に関するメディア等からの取材については、資料提供並びに講師を紹介するなど積極的に活用する。

5）他団体等との連携

保健所、学校及び他団体などの主催する性の健康医学普及事業の共催・協賛を行うほか講師を派遣する。また日本性感染症学会との協力・連携についても推進して行く。

6）指導・監修等

性の健康の普及に寄与すると認められる図書等の作製指導及び監修を行う。

2　相談事業

性の健康相談－E メールによる性の健康相談

3　調査研究・助成事業

【調査研究】

(1)「女性性器からの HPV 自己採取検体郵送検査による全国調査」

子宮頸がんの早期発見、早期治療のために、HPV 自己採取による郵送検査を実施し、羞恥心や面倒といったことから受診せず感染を見過ごしてしまうことのないような仕組みを作り、子宮頸がんの撲滅に寄与することを目的とする。

(2)「「子宮頸癌で子宮全摘をした患者において、残存膣断端からの HPV 採取」

子宮頸癌で子宮全摘した残存膣断端の高リスク型 HPV が残存しているかを検証する。

(3)「男性性器からの HPV 検出の追跡調査」

男性性器の HPV 検出の有無を追跡調査を行う。

(4)「性感染症の妊産婦検診全国調査」（日本産婦人科医会共同研究）の実施

日本産婦人科医会の協力のもと、妊産婦における性感染症の実態を明らかにする。

【助成事業】

(1) 財団賞

性感染症および性の健康に関して、その成因、病態、診断、治療、予防・啓発等の科学的研究の発展を図るため、性感染症および性の健康に関する雑誌などに掲載された論文の中から公募により優秀な論文を選考し、三分野からなる対象者に賞を授与する。

(2) 性の健康医学研究を推進するため日本性感染症学会に対し助成を行う。

4　役員会および評議員会の開催

(1) 令和４年５・６月　定例会議（理事会・評議員会）：
令和３年度事業報告および決算報告

(2) 令和５年３月　定例会議（理事会）：令和５年度事業計画および収支予算

5　諸会議の開催

必要に応じ、以下の会議を開催する。

(1) 常任理事会
(2) 倫理委員会
(3) 編集委員会
(4) その他事業遂行に必要とされる委員会

※上記の事業計画については、理事会における機関決定の承認後、
内閣府公益認定等委員会の認定を受けたのちに実施して行くこととする。